

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

6 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 3 年 6 月 1 日

令和3年(2021年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第71号	那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	1
議案第72号	那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	11
議案第73号	那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	15
議案第74号	那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	21
議案第75号	那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	25
議案第76号	那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	29
議案第77号	那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 保護管理課	37
議案第78号	那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	41
議案第79号	令和3年度那覇市一般会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第80号	令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第81号	権利の放棄について(那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約の解約に係る違約金請求権)	都市建設環境委員会	上下水道局 総務課	45

令和3年(2021年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第82号	工事請負契約について(小禄支所等 建設工事(建築))	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	47
報告第25号	令和2年度那覇市一般会計繰越明 許費繰越計算書について	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	49
報告第26号	令和2年度那覇市介護保険事業特 別会計繰越明許費繰越計算書につ いて	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 チャーがんじゅう課	53
報告第27号	令和2年度那覇市水道事業会計予 算繰越計算書について	予算決算委員会 (都市建設環境分科 会)	上下水道局 企画経営課	55
報告第28号	令和2年度那覇市下水道事業会計 予算繰越計算書について	予算決算委員会 (都市建設環境分科 会)	上下水道局 企画経営課	57
報告第29号	なは障がい者プラン策定の報告につ いて	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	別冊
報告第30号	専決処分の報告について(市道真嘉 比山川線街路樹の侵入根による排 水管詰まり)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	59
報告第31号	専決処分の報告について(令和3年 度市営住宅明渡等請求訴訟提起)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	61

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第16章 〔略〕 付則 (業務継続計画の策定等) 第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に<u>実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 〔略〕 (運営に関する基準) 第50条 〔略〕 2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1	目次 第1章～第16章 〔略〕 <u>第17章 雑則(第222条)</u> 付則 (業務継続計画の策定等) 第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に<u>実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 〔略〕 (運営に関する基準) 第50条 〔略〕 2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1

項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第74条 [略]

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第35条の2、第37条の2、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第74条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施すること。

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第35条の2、第37条の2から第39条(第2項及び第3項を除く。)まで及び第40条から第42条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第150条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、

第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次

第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第160条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次

条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第173条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第191条において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第222条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12並びに第191条の20において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第197条第1項(第208条の11及び第219条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについて

	は、当該交付等の相手方の承諾を得て、 <u>当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 付則 (職場への定着のための支援等の実施) 第37条 [略] 2 [略] 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 [略] (業務継続計画の策定等) 第48条の2 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に<u>実施し</u>、及び非常時の体制で早期の<u>業務再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等)	目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 雑則(第63条)</u> 付則 (職場への定着のための支援等の実施) 第37条 [略] 2 [略] 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下<u>この項及び次項</u>において同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。<u>次項</u>において同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 [略] (業務継続計画の策定等) 第48条の2 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に<u>実施するため</u>及び非常時の体制で早期の<u>業務の再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等)

第51条 [略]

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第51条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第63条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項、第17条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知

	<u>覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により
定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事
業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応
する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第9章 [略] 付則 (業務継続計画の策定等) 第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に<u>実施し</u>、及び非常時の体制で早期の<u>業務再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等) 第28条 [略] 2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>及び</u>訓練を定期的に実施すること。 (衛生管理等) 第49条 [略] 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略]	目次 第1章～第9章 [略] <u>第10章 雑則(第92条)</u> 付則 (業務継続計画の策定等) 第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に<u>実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等) 第28条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための</u>訓練を定期的に実施すること。 (衛生管理等) 第49条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略]

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。次条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。以下この条及び次条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条に規定する指定児童発達支援をいう。))の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規

の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方

	<u>法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u> によることができる。
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 付則 (職場への定着のための支援等の実施) 第29条 [略] 2 [略] 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 [略] (業務継続計画の策定等) 第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に<u>実施し、及び</u>非常時の体制で早期の<u>業務再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 雑則(第48条)</u> 付則 (職場への定着のための支援等の実施) 第29条 [略] 2 [略] 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下<u>この項及び次項</u>において同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。<u>次項において</u>同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 [略] (業務継続計画の策定等) 第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に<u>実施するため及び</u>非常時の体制で早期の<u>業務の再開</u>を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～3 [略]

(衛生管理等)

第40条 [略]

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

2～3 [略]

(衛生管理等)

第40条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方

	<u>法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。） によることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(業務継続計画の策定等) 第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等) 第17条 [略] 2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>及び</u>訓練を定期的実施すること。	(業務継続計画の策定等) 第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～3 [略] (衛生管理等) 第17条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに</u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (電磁的記録等) 第22条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当

(解釈及び運用) <u>第22条</u> この条例の規定は、<u>地域活動支援センター</u>の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。	<u>該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。 2 <u>センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)</u>のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、<u>電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。 (解釈及び運用) <u>第23条</u> この条例の規定は、<u>センター</u>の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

児童福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理等を行うため、この案を提出する。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章 [略] 付則 (従業者の員数) 第7条 [略] 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1) [略] (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。<u>第8条及び第80条</u>において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当	目次 第1章～第7章 [略] <u>第8章 雑則(第107条)</u> 付則 (従業者の員数) 第7条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。<u>次条第2項第2号及び第80条第2項第2号</u>において同じ。)のみを必要とする

該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第8条及び第80条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第8条及び第80条において同じ。)を行う場合

3～8 [略]

第8条 [略]

2 [略]

- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)～(3) [略]

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げ

障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第2項第2号及び第80条第2項第2号において同じ。)を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第2項第3号及び第80条第2項第3号において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第2項第3号及び第80条第2項第3号において同じ。)を行う場合

3～8 [略]

第8条 [略]

2 [略]

- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)～(3) [略]

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げ

る従業員のほか、次に掲げる従業員を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)～(2) [略]

6～8 [略]

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～3 [略]

(衛生管理等)

第43条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「い

る従業員のほか、次の各号に掲げる従業員を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)～(2) [略]

6～8 [略]

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～3 [略]

(衛生管理等)

第43条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「い

う。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

う。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)、第19条(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの

	又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
--	---

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置) 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項から付則第8項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等	付 則 (旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置) 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び付則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等

教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、<u>新条例第7条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。</u> 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は<u>障害福祉サービス経験者</u>」とする。 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なお<u>従前の例による。</u>	教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、<u>同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。</u> 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</u>若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」とする。 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なお<u>その効力を有する。</u>
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、令和3年7月1日から施行する。

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

生活保護法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第18号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(就業環境の整備)</u> <u>第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第8条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略]	(非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略]
5 [略] (衛生管理等) 第20条 [略]	<u>5 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>6 [略]</u> (衛生管理等) 第20条 [略]

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。	2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない</u>。 (1) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項(新条例第28条、第34条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、令和 3 年度分の保険税の減免に係る申請書の提出期限を延長するため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。	付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>次項において同じ。</u>)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。 16 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する令和3年度分の保険税(令和2年度末に被保険者である資格を取得したこと等により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する令和2年度相当分の保険税を含む。)の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和4年3月31日」とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

権利の放棄について（那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約の解約に係る違約金請求権）

東京都大田区南蒲田二丁目16番1号 大和ハウスパーキング株式会社代表取締役 中前隆志に対し那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約の解約に係り納付すべき違約金48,800,855円を、下記の理由により請求権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和3年6月1日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 権利を放棄する理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって社会経済情勢が大きく変化したことにより駐車場経営の見通しが立たないことを理由として相手方から契約解約の申出があり、契約を解約する。当該契約解約については、長期にわたるコロナ禍の影響等による不可抗力と判断したため、違約金請求権を放棄するものである。

2 権利を放棄する時期

本議案の議決後、解約の日

工事請負契約について（小禄支所等建設工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 小禄支所等建設工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契 約 金 額 475,857,800 円
- 4 契約の相手方 國場組・ニシダ工業共同企業体

代表者 沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 21 番 1 号
株式会社 國場組
代表取締役 玉城 徹也

構成員 沖縄県那覇市真嘉比 3 丁目 6 番 3 号
株式会社 ニシダ工業
代表取締役 西田 伯夫

（提案理由）

「小禄支所等建設工事（建築）」を施工するため、この案を提出する。

令和 2 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費		113,054,000	78,766,560	0	6,695,640	33,000,000	0	39,070,920
			111,573,000	77,286,510	0	5,215,590	33,000,000	0	39,070,920
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	17,521,000	5,461,070	0	4,000,590	0	0	1,460,480
		小緑支所建設整備事業	64,039,000	47,472,440	0	1,215,000	33,000,000	0	13,257,440
		新文化芸術発信拠点施設開館記念関連事業	3,388,000	3,388,000	0	0	0	0	3,388,000
	3 戸籍住民基本台帳費	新文化芸術発信拠点施設管理運営費	7,017,000	1,357,000	0	0	0	0	1,357,000
		佐藤惣之助詩歌碑移設事業	19,608,000	19,608,000	0	0	0	0	19,608,000
			1,481,000	1,480,050	0	1,480,050	0	0	0
		一般事務費	1,481,000	1,480,050	0	1,480,050	0	0	0
			1,049,382,000	348,349,188	15,042,807	171,674,104	132,100,000	0	29,532,277
3 民生費	1 社会福祉費		3,056,000	2,239,746	0	0	0	2,239,746	
		真地市営住宅高齢者施設建設事業	3,056,000	2,239,746	0	0	0	0	2,239,746
	2 児童福祉費		1,046,326,000	346,109,442	15,042,807	171,674,104	132,100,000	0	27,292,531
		待機児童解消等加速化事業	356,625,000	100,318,000	2,081,607	96,735,104	0	0	1,501,289
		大道こども園増設事業	210,297,000	129,916,570	12,961,200	12,946,000	100,800,000	0	3,209,370
		天妃こども園園舎建設事業	383,212,000	25,944,000	0	11,889,000	8,700,000	0	5,355,000
		老朽化保育所増設等事業	45,438,000	45,438,000	0	39,025,000	0	0	6,413,000
		小緑小区児童クラブ活動拠点整備事業	12,312,000	12,311,292	0	11,079,000	0	0	1,232,292
		大道こども園調理設備等整備事業	22,509,000	20,977,000	0	0	13,800,000	0	7,177,000
		大道保育所解体撤去事業	14,506,000	9,777,780	0	0	8,800,000	0	977,780
4 衛生費	1 保健衛生費	一般管理費	1,427,000	1,426,800	0	0	0	1,426,800	
			1,117,470,000	834,659,022	100,000	0	828,400,000	0	6,159,022
			1,093,100,000	810,300,000	0	0	810,300,000	0	0
		病院事業債貸付金	1,093,100,000	810,300,000	0	0	810,300,000	0	0
			24,370,000	24,359,022	100,000	0	18,100,000	0	6,159,022
	2 清掃費	雨水溝改修事業	24,370,000	24,359,022	100,000	0	18,100,000	0	6,159,022
			1,342,233,000	1,257,341,394	0	1,061,602,664	180,000,000	0	15,738,730
			1,342,233,000	1,257,341,394	0	1,061,602,664	180,000,000	0	15,738,730
		沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	994,040,000	920,167,450	0	736,133,720	180,000,000	0	4,033,730
		那覇市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業	336,488,000	325,468,944	0	325,468,944	0	0	0
7 商工費	1 商工費	那覇市制100周年事業(フレ事業)「那覇市三大祭り記録映像制作事業」	10,000,000	10,000,000	0	0	0	10,000,000	
		公設市場管理運営事業	1,705,000	1,705,000	0	0	0	0	1,705,000

令和2年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費		3,048,218,200	2,182,006,349	112,729,789	1,524,002,105	443,400,000	4,994,000	96,880,455
			365,711,000	243,591,721	8,583,489	142,421,010	34,200,000	0	58,387,222
		橋りょう長寿命化修繕事業	82,200,000	82,200,000	0	65,760,000	12,900,000	0	3,540,000
		交通安全施設整備事業(特交金)	17,927,000	8,483,489	8,483,489	0	0	0	0
		私道整備補助金	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
		道路維持管理事業	35,519,000	21,362,948	0	0	0	0	21,362,948
		道路維持事業	20,895,000	17,844,500	0	0	0	0	17,844,500
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	171,151,000	95,827,012	100,000	76,661,010	15,400,000	0	3,666,002
		道路新設改良事業(単独)	432,000	212,920	0	0	0	0	212,920
		路面修繕事業(単独)	24,587,000	6,548,400	0	0	5,900,000	0	648,400
		道路台帳更新事業	3,000,000	2,999,700	0	0	0	0	2,999,700
		里道整備事業	5,000,000	3,112,752	0	0	0	0	3,112,752
		4 都市計画費		1,592,494,000	981,156,128	8,054,800	736,314,095	193,300,000	4,994,000
	モノレール・インフラ等修繕		5,000,000	5,000,000	0	4,000,000	0	0	1,000,000
沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	476,383,000		364,013,000	7,202,000	291,211,000	65,600,000	0	0	
街路整備事業(公共投資交付金)	846,605,000		502,643,850	328,000	402,261,491	89,400,000	0	10,654,359	
街路整備事業(単独)	1,906,000		606,410	0	0	0	0	606,410	
景観形成推進事業	2,000,000		1,850,000	145,000	850,000	0	0	855,000	
公園維持管理費	29,493,000		21,529,909	0	0	0	0	21,529,909	
公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	63,299,000		13,111,866	176,800	6,555,934	5,800,000	0	579,132	
公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	68,876,000		28,244,460	203,000	14,122,230	12,600,000	0	1,319,230	
無電柱化引込設備事業負担金	1,200,000		1,200,000	0	660,000	0	0	540,000	
5 住宅費	沖縄都市モノレール(株)貸付金	21,113,000	16,200,000	0	0	16,200,000	0	0	
	総合公共交通の推進事業	4,994,000	4,994,000	0	0	0	4,994,000	0	
	路面修繕事業	69,768,000	20,816,800	0	16,653,440	3,700,000	0	463,360	
	公園整備事業(単独)	1,857,000	945,833	0	0	0	0	945,833	
		1,090,013,200	957,258,500	96,091,500	645,267,000	215,900,000	0	0	
	市営住宅ストック総合改善事業	306,573,200	24,639,500	14,527,500	10,112,000	0	0	0	
	真地市営住宅建替事業	154,312,000	117,761,000	4,926,000	76,435,000	36,400,000	0	0	
	地域居住機能再生推進事業	625,927,000	811,657,000	73,437,000	558,720,000	179,500,000	0	0	
	市営住宅施策検討調査事業	3,201,000	3,201,000	3,201,000	0	0	0	0	

令和2年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
9 消防費	1 消防費		190,130,000	184,300,000	0	11,000,000	173,200,000	0	100,000	
			190,130,000	184,300,000	0	11,000,000	173,200,000	0	100,000	
		救急救助事業	16,830,000	11,000,000	0	11,000,000	0	0	0	
10 教育費		那覇市防災情報システム整備事業	173,300,000	173,300,000	0	0	173,200,000	0	100,000	
			1,277,680,000	735,691,922	12,637,300	285,370,000	298,700,000	0	138,984,622	
			1,147,774,000	615,596,472	7,431,689	239,181,000	254,400,000	0	114,583,783	
	2 小学校費		開南小学校屋内運動場建設事業	79,175,000	43,142,857	0	9,543,000	22,300,000	0	11,299,857
			高良小学校屋内運動場建設事業	66,687,000	25,459,600	0	8,385,000	10,200,000	0	6,874,600
			識名小学校校舎建設事業	7,598,000	7,598,000	0	0	0	0	7,598,000
			小学校環境整備事業(トイレ整備)	123,008,000	123,008,000	7,431,689	39,337,000	58,800,000	0	17,439,311
			上間小学校屋内運動場建設事業	443,956,000	129,228,107	0	10,806,000	81,200,000	0	37,222,107
			石嶺小学校校舎建設事業	198,102,000	138,261,000	0	98,994,000	27,400,000	0	11,867,000
			小学校施設ブロック塀対策事業	13,173,000	1,300,000	0	0	0	0	1,300,000
			垣花小学校屋内運動場建設事業	76,334,000	30,577,000	0	180,000	21,400,000	0	8,997,000
			若狭小学校校舎建設事業	89,223,000	78,507,200	0	55,502,000	16,500,000	0	6,505,200
			小緑小学校屋外倉庫等建設事業	16,192,000	15,691,708	0	0	11,700,000	0	3,991,708
			石嶺小学校屋内運動場建設事業	34,326,000	22,823,000	0	16,434,000	4,900,000	0	1,489,000
		3 中学校費		84,424,000	84,424,000	5,205,611	27,030,000	40,300,000	0	11,888,389
			中学校環境整備事業(トイレ整備)	84,424,000	84,424,000	5,205,611	27,030,000	40,300,000	0	11,888,389
		4 幼稚園費			10,378,000	10,378,000	0	2,817,000	0	0
認定こども園等ブロック塀対策事業			10,378,000	10,378,000	0	2,817,000	0	0	7,561,000	
5 社会教育費			35,104,000	25,293,450	0	16,342,000	4,000,000	0	4,951,450	
	首里城周辺地域整備事業		22,355,000	20,495,450	0	16,342,000	4,000,000	0	153,450	
	壺屋焼物博物館擁壁改修工事		12,749,000	4,798,000	0	0	0	0	4,798,000	
計			8,138,167,200	5,621,114,435	140,509,896	3,060,344,513	2,088,800,000	4,994,000	326,466,026	

令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度 那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 総務費			194,880,000	194,880,000	0	194,880,000	0	0	0
	1 総務管理費		194,880,000	194,880,000	0	194,880,000	0	0	0
		地域医療介護施設整備等助成事業	194,880,000	194,880,000	0	194,880,000	0	0	0

令和 2 年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 2 年度那覇市水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	繰越工事資金	建設改良積立金			
1	1	建設改良事業	円 1,418,661,460	円 731,829,107	円 678,311,400	円 66,442,000	円 43,558,000	円 568,311,400	円 8,520,953	円 0	現場の施工条件変更に伴い日数を要したこと及び国道等関連事業との進捗に合わせた施工を行うため適正工期を確保したことにより繰越となった。

令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和２年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	円 2,151,159,145	円 1,533,094,917	円 582,466,812	円 334,557,348	円 223,000,000	円 4,909,464	円 20,000,000	円 35,597,416	円 0	首里石嶺町雨水調整池の整備に伴う一部用地取得に日数を要したこと及び国の令和２年度第３次補正予算の補助金配分に伴い、追加で実施することから繰越となった。

専決処分の報告について
(市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 6 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|--------------------------|
| 1 | 事 件 名 | 市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市古島在住 |
| | 賠 償 額 | 271,845 円 |

専決処分の報告について
(令和 3 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和3年4月23日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 令和3年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市宇栄原4丁目18番3
宇栄原市営住宅

滞納金額及び滞納月数 847,640 円（16 か月）

